

議第 22 号

令和 3 年 3 月 25 日提出

校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン（案）について

「校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン」について別紙のとおり策定したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

（提出理由）

「校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン」を策定するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 27 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

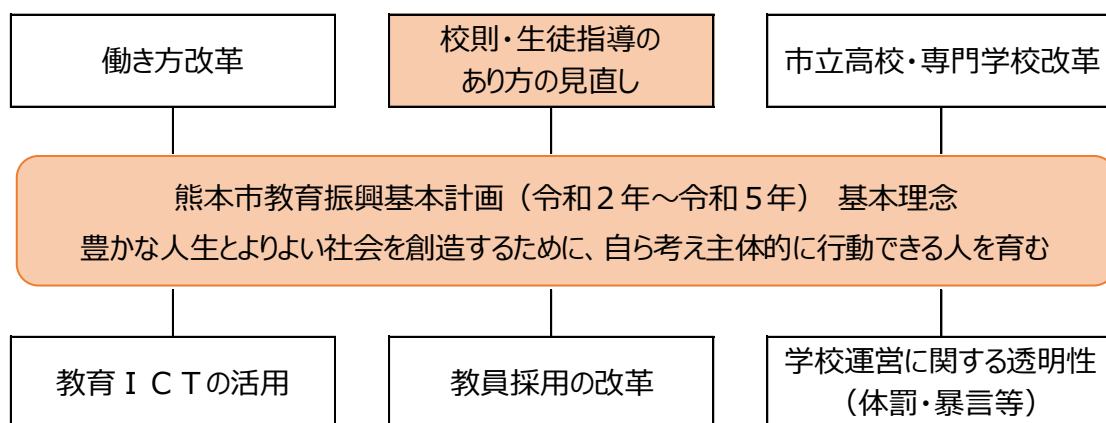
校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン（案）

令和3年（2021年）○月

熊本市教育委員会

(1) 見直しの目的

- 本市は、子どもたち一人ひとりが、社会環境の変化に適切に対応し、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを進めています。
- 校則^(※)・生徒指導のあり方の見直しは、熊本市教育振興基本計画（令和2年～令和5年）の基本理念に基づき、学校改革の一貫として行います。
- 自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守るという民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる児童生徒を育成することを目的とし、校則・生徒指導のあり方の見直しに取り組みます。



本ガイドラインにおける「校則」の定義について

※学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているものを指します。具体的には、小学校では「○○学校のきまり」、「生活のきまり」、「よい子の一日」、中学校・高等学校では「校則」、「生徒心得」などを含むものとします。（出典：生徒指導提要）

(2) 見直しの観点及び枠組み

- 文部科学省は、生徒指導の3機能について、「児童生徒に自己存在感を与えること」「共感的な人間関係を育成すること」「自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること」としており、校則や生徒指導がこれに沿っているかを基準として見直しを行います。
- アンケート調査や広聴事業を通じて把握した問題点などを踏まえ、以下の3つの観点から見直しの枠組みを作ります。

- ア 児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築
- イ 必要かつ合理的な範囲内で制定されることについて
- ウ 校則の公表について

(3) 校則のあり方の見直し

ア 児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築

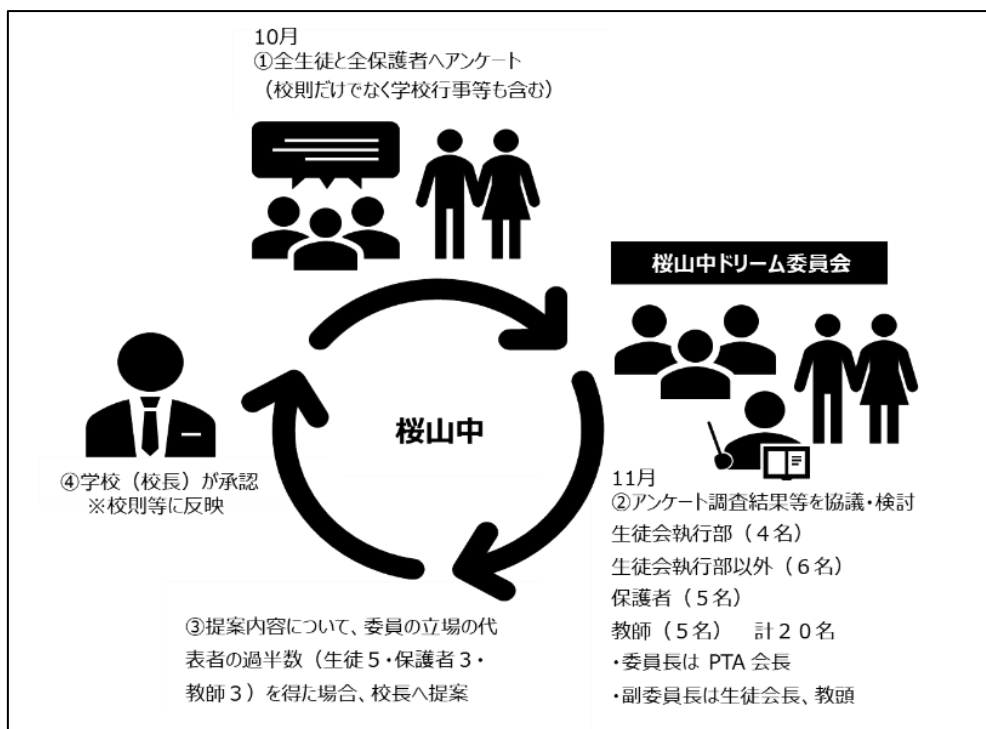
各学校で、校則について教職員や児童生徒、保護者とともに話し合い、考える場を作ります。

●仕組みづくりのポイント

- ・教職員と児童生徒、保護者が見直しに関わる仕組みを構築します。
- ・学校外から広く意見を聴くため、各学校の判断で、学校評議員等を加えても構いません。
- ・少なくとも年1回は、この仕組みにより校則の見直しを行います。
- ・できる限り多くの教職員や児童生徒、保護者の意見を反映します。
- ・協議にあたっては、教職員と児童生徒、保護者などの人数のバランスを考慮します。
- ・児童生徒等へ協議に必要な情報を提供しながら進めます。
- ・校長は、協議での結果と異なる決定をする（校則制定の有無や校則の内容）場合は、教職員や児童生徒、保護者へその理由を説明して下さい。

●以下の先進校の例などを参考に、仕組みづくりを令和3年度から実施します。

【熊本市立桜山中学校（ドリーム委員会）の例】



【参考】児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

本条約は、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの子どもの権利を守るように定めています。参加する権利では、子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。(出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会)

イ 必要かつ合理的な範囲内で制定されることについて

校則について定める法令の規定は特にありませんが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされています。裁判例によると、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされています。社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能を持つと解されています。（出典：生徒指導提要）

校則は、児童生徒の規範意識を醸成し、集団生活の秩序や安全を維持するなど、学校を取り巻く社会環境に応じて機能してきました。今回のあり方見直しは、現在の校則が、児童生徒の健やかな成長にとって必要なものか、不具合が生じていないかなどの観点から実施するものです。

今回、熊本市立小中学校の管理運営に関する規則等を見直し、校則を「必要かつ合理的な範囲内」で制定することとしました。①～③に該当する規定については、各学校において必ず改定して下さい。④の規定については、各学校において見直して下さい。

これ以外の規定については、各学校において話し合いの上、最終的には校長の判断によって決定して下さい。

① 生まれ持った性質に対して許可が必要な規定

（例）地毛の色について、学校の承認を求めるもの 他

② 男女の区別により、性の多様性を尊重できていない規定

（例）制服に男女の区別を設け、選択の余地がないもの 他

③ 健康上の問題を生じさせる恐れのある規定

（例）服装の選択に柔軟性のないもの、選択の余地がないもの 他

④ 合理的な理由を説明できない規定や、人によって恣意的に解釈されるようなあいまいな規定

ウ 校則の公表について

市立の小学校・中学校・高校において、学校の校則を広く周知し、児童生徒・保護者・地域の方などに理解と協力を得るため、校則を各学校のホームページに掲載します。

各学校のホームページの学校案内に校則（学校のきまり）等のタグを作成し、見直し後の校則を掲載します。修正が生じた場合は、適宜、ホームページを更新します。



（４）校則見直しのスケジュールについて

年 度		教育委員会	学 校		
			仕組みづくり	見直し	公 開
令和2年度	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・規則の改正 ・ガイドライン策定 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒と保護者などが見直しに関わる仕組みの構築 ・上記の仕組みの中で、校則の見直しを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・報告書受領(※) 			
令和3年度				<ul style="list-style-type: none"> ・報告書を作成し、教育委員会へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ホームページへ公開
令和4年度	4月				

(※) 各学校の見直し状況等から、必要に応じてガイドラインの変更を行います。

(5) 生徒指導のあり方の見直しについて

児童生徒がよりよい姿に変容していくためには、校則見直しの仕組みづくりを進めるだけでなく、児童生徒への教職員からの働きかけはとても重要になります。

日常の教育活動の中心となる授業や学級活動、校則に基づく指導等において、生徒指導の3つの機能「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」を生かすことが求められています。

校則・生徒指導のあり方の見直しを行うにあたり、教職員はこれらを生かした指導ができているか、児童生徒の自己指導能力を伸ばす気づきとなっているか、意識しながら見直しを行ってください。

生徒指導の3つの機能		今回の見直しの具体的な意識や行動
自己決定の場を与える	自己決定とは、自分で決めて実行することです。 常に「相手」と「自分」の両者を中心にすえて行動するというので、身勝手な「自己決定」ではなく、他の人々を大切にすることを根拠にして自分の行動を考えなければなりません。	(教職員) ・校則の見直しに当たって、学級（または学校）内のすべての児童生徒が参加できる機会を設け、児童生徒が多様な意見を発言できるようサポートしている。
		(児童生徒) ・校則の見直しについて話し合う時、自分や他の人のことを考えながら、みんなで話し合っている。
自己存在感を与える	自己存在感とは、自分は価値ある存在であるということを実感することです。 教職員は、子ども一人一人の存在を大切に思って指導することが大切であり、子どもの独自性や個別性を大切にされた指導が必要となります。	(教職員) ・校則に基づく指導の場面で、児童生徒の思い（理由）も真剣に聴き、受け止めている。
		(児童生徒) ・自分がルールを守れなかった時に、先生や保護者は理由を聞いてくれたり、親身になって相談にのってくれたり、アドバイスをしてくれたりする。
共感的な人間関係を育成する	共感的な人間関係とは、相互に人間として無条件に尊重し合う態度で、ありのままに自分を語り、理解し合う人間関係をいいます。 共感的な人間関係は、教職員と子どもの関係だけでなく子ども同士の間でも大切になります。	(教職員) ・校則の見直しについて話し合う際、児童生徒一人一人の意見を尊重し合う雰囲気づくりに努める。
		(児童生徒) ・自分の意見と異なる意見にも耳を傾け、他の人の意見に共感している。